

国民年金コーナー

20歳になったら忘れずに国民年金加入の手続きをしましょう！

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方(厚生年金や共済組合の方またはその方に扶養されている配偶者は除く)は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があります。

◆国民年金加入の手続き

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送付される「国民年金資格取得届」を、お近くの年金事務所または市町村役場に提出してください。提出していただいた後に「年金手帳」が送付されます。保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

◆保険料のお支払い方法

①納付書

金融機関やコンビニなどの窓口で納付していただく方法です。年金事務所や市町村役場での納付はできません。

②口座振替

事前に手続きしておくことで手間がかからず、納め忘れも防ぐことができます。

③電子納付

パソコンや携帯電話を利用したインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方法です。

④クレジットカード

クレジットカードにより定期的に納付する方法です。

◆保険料納付が困難なとき

所得が一定以下の学生については「学生納付特例」の申請により、保険料納付が猶予されます。また学生以外の方についても、所得が一定以下であれば申請により保険料が免除・猶予となる制度がありますので、ご利用ください。

■加入する被保険者の種別と保険料の納付方法

種別	加入対象者	保険料の納付方法
①第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者や農業者、学生、②・③に該当しない方など	原則として納付書や口座振替などで納めます。
②第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員	給料から天引きされます。
③第3号被保険者	②に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	②が加入している年金制度が負担するため、本人が納める必要はありません。
※任意加入被保険者(希望者のみ)	日本国内に居住する60歳から65歳までの方、海外に居住する20歳から65歳までの日本人など	原則として口座振替で納めます。

※種別が変更となる場合には、市町村役場または勤務先に必ず届け出をしてください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933